**平成２４年（フ）第４７５５号**
大阪府吹田市豊津町39番12号
債務者　大岡智代子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４８９１号**
大阪市西淀川区大和田３丁目２番29号
債務者　中村　博之
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４８９２号**
大阪府豊中市豊南町南２丁目５番１号
債務者　梶邦子こと　康　　邦子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５１１１号**
大阪市城東区森之宮２丁目６番859号
債務者　柳澤　正子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５２９５号**
大阪府東大阪市今米２丁目１番６号　セントラルハイツ605号、住民票上の住所大阪府寝屋川市高宮新町22番４号
債務者　吉田　浩司
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５３７０号**
大阪府枚方市船橋本町２丁目26番地の１
債務者　竹沢　政隆
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５３８６号**
大阪市鶴見区諸口４丁目13番15号
債務者　吉元　千晶（旧姓吉武）
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５３９５号**
大阪市東淀川区東中島５丁目１番３号　ハイツ小西203号
債務者　児玉　政國
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５４０５号**
大阪市住之江区中加賀屋２丁目５番17号　エレガンス中加賀屋４Ａ
債務者　大野　晃世
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５４８０号**
大阪府高槻市塚原１丁目12番１―209号
債務者　伊藤　眞弓
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５５０５号**
大阪市淀川区三津屋南１丁目10番１号　山和マンション新館205号
債務者　安井クニヱ
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４５６号**
兵庫県姫路市白浜町寺家２丁目123番地　サンガーデン白浜103、従前の住所兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中２丁目613番地２
債務者　沼田　貴志
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第１２１号**
山口県防府市大字真尾750番地の13
債務者　上野　哲夫
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１３３号**
山口県防府市大字新田1029番地の３　ハイツ山本104号
債務者　中野　武志
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１３６号**
山口市黒川1180番地６　アイングルック103号
債務者　片岡真希子（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１５４号**
山口市大内長野168番地
債務者　来栖　　勇
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２９４号**
長崎県長崎市油木町３番14号　山口アパート201号、旧住所長崎県長崎市油木町15番13号
債務者　古川　定子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係